

## 総務文教常任委員会委員長報告

去る9月4日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案2件です。本委員会は、所管部課長等の出席を求め審査を行いました。以下審査の経過と結果について順次報告いたします。

### 記

- 1 審査年月日 令和6年9月6日(金)
- 2 場 所 委員会室1
- 3 出席委員 青野康子、大嶋達巳、湯沢美恵、今関公美、  
島野和夫、滝瀬光一、諏訪幸男
- 4 審査結果

「議案第50号」北本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第51号」北本市税条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

### ◎「議案第50号」について

(1) 「就職準備給付金の対象者にはどのように周知を行うのか」と質疑したところ、「就職準備給付金は高等学校卒業後に安定した職業に就くことにより、生活保護を必要としなくなる人に対して一時金を支給します。高校生がいる世帯については把握しているため、個別に案内を行います」との答弁がありました。

(2) 「就職準備給付金の支給は何人程度を見込んでいるのか」と質疑したところ、「現時点では、令和7年3月に1人に支給を予定しています。なお、

この制度は令和6年1月1日から適用が開始されるため、遡って1人に対して支給を行いました」との答弁がありました。

(3) 「就職準備給付金及び進学準備給付金の支給額について」質疑したところ、「就職準備給付金及び進学準備給付金ともに同じ支給額であり、現在の自宅から通勤または通学する場合は10万円、就職または進学のために転居を伴う場合には30万円が支給されます」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

### ◎「議案第51号」について

(1) 「公益信託に関する法律が以前と比べてどのように変更されたのか」と質疑したところ、「公益信託とは、委託者が信託銀行等に財産の運用を委託して公益目的を達成するための信託であり、受益者が定められていない信託のうち、学術、技芸、慈善、祭祀、その他公益を目的としています。現行の制度では、主務官庁による許可や監督の基準が不統一であることや、税制優遇の制約も多いため、公益法人制度と比べ利用されていない状況でした。改正の要点としては、第一に、主務官庁制を廃止し、公益法人と同じ行政庁が公益信託の認可・監督を行う制度に変更しました。第二に、公益信託の許可基準やガバナンス等を法律で定め、国民の信頼を確保しながら、より利用しやすい制度へと見直しを行いました。新しい公益信託の効果としては、公益信託が多様な社会のニーズに柔軟に対応し、社会的課題の解決に向けた重要な手段となります」との答弁がありました。

(2) 「税申告における寄附金控除申請に変更はあるのか」と質疑したところ、「税申告における寄附金控除申請については大きな変更点はありません」との答弁がありました。

(3) 「条例の一部改正による影響はどの程度を見込んでいるのか」と質疑したところ、「今回の改正で新たな公益信託に関する法律が施行されること

になりました。これに伴い、同法に基づく新しい公益信託について、現行と同様の課税関係となるよう所要の措置が講じられたものです。今後、新たな公益信託に係る寄附金が増加すれば、寄附金控除の増加という影響はあるものと認識していますが、現時点ではすぐに表面化するものではないと見込んでおり、影響は小さいと考えています」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

以上、報告いたします。

令和6年9月27日

総務文教常任委員会  
委員長 諏訪 幸 男

北本市議会議長 滝 瀬 光 一 様